

第2期

# すみた 輪(和)っこ プラン

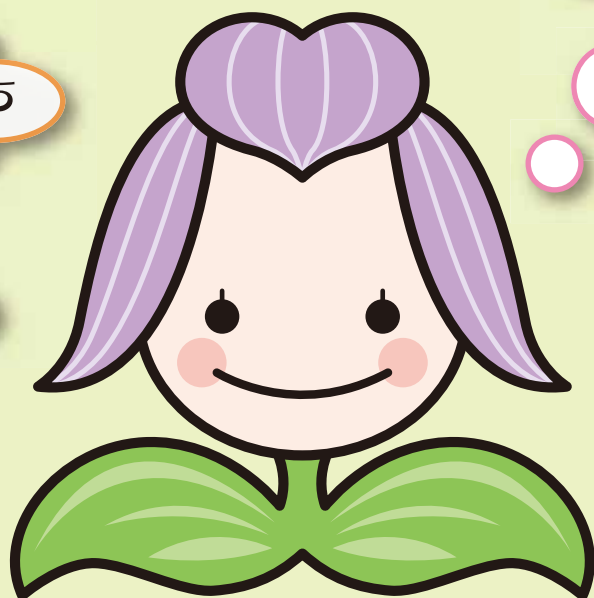
住田町地域福祉活動計画

令和2年度 ▶ 令和6年度

やんべあに暮らせるまち

おもしろく  
暮らせるまち

おだげあさまのまち



住田町社会福祉協議会  
イメージキャラクター  
「輪っこちゃん」

令和2年4月

社会福祉法人 住田町社会福祉協議会



※この計画書は、赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。

## 住田町地域福祉活動計画の策定にあたって



町民の皆様には、日頃より本会の事業推進にひとかたならぬご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、平成27年からの5カ年計画とし、第1期住田町地域福祉活動計画を策定し、最重点事業として「おたっしや移送サービス」「シルバー人材センター」「よりあいカフェ」を、町民の皆様や関係機関、行政からの協力を得ながら展開して参りました。

計画最終年度である令和元年度は、第1期計画の実績と住田町の現状を照らし合わせて、第2期計画の素案を作成し、町内5地区において福祉座談会を開催しました。出席された皆様から多くのご意見をいただく中で、近年規模が大きくなりつつある自然災害、特に今年の台風19号での避難を経験したことなどから、防災についての関心がとても高いことが分かりました。そのため、第2期計画では防災福祉マップ作成事業を最重点事業として取り組むことといたしました。

皆様の思いが組み込まれた第2期住田町地域福祉活動計画における事業内容は、非常に広範囲であることから、一挙に実施することは難しいと思われまます。そこで、事業の優先順位を決め、順次進めていきたいと考えております。

基本理念である「ずっと住みたい町で 共に支え合い 安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり」の実現に向けて、関係機関や行政との連携はもとより、地域の福祉課題を解決するしくみを、町民の皆様と共に作り上げるために、社会福祉協議会の総力をあげて取り組んで参りますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご協力下さいました策定委員やアドバイザーをはじめ、福祉座談会に参加していただいた方々、貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの皆様にご心から感謝し、挨拶とさせていただきます。

令和2年4月

住田町社会福祉協議会  
会長 菅野 孝 男



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 地域福祉活動計画とは .....	2
3 計画の位置づけ・期間 .....	3
4 住田町保健福祉計画とは .....	4
5 計画の策定体制と取り組みの経過 .....	4

## 第2章 地域の現状と課題

1 第1期地域福祉活動計画の評価 .....	7
2 各種データ・調査・意見聴取から捉えた課題 .....	8
3 地域福祉を推進する上での課題のまとめ .....	11

## 第3章 活動計画

1 基本理念 .....	13
2 基本目標 .....	13
3 計画の体系 .....	14
4 行動計画 .....	15

## 第4章 計画の推進

1 計画の周知と普及 .....	31
2 計画の評価と見直し .....	31

## 地域の現状と課題 ～資料編～ ..... 32 |

住田町地域福祉活動計画策定要綱 .....	42
住田町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	44
住田町地域福祉活動計画 策定委員会・アドバイザー・ワーキング部会 .....	45
用語の解説 .....	46

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

住田町社会福祉協議会では、平成27年4月に「第1期住田町地域福祉活動計画」、通称「すみた輪(和)っこプラン」(※14)を策定し、地域住民や関係機関、行政と連携を図りながらシルバー人材センターやおたっしゅ移送サービス(※4)、すみたおたすけ隊、よりあいカフェ(※31)など地域福祉の推進に取り組みました。

住田町においては、以前より高齢世帯や生涯独身世帯の増加、コミュニティ機能の低下などが大きな課題となっております。加えて多発する自然災害への対応や、高齢者の免許返納後の生活などについて、福祉的ニーズ(※21)がますます増加することが予想されます。

そうした背景の中で、国では、地域住民や多様な組織が参画し、地域を共に創っていく「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて制度改正が行われており、支え合う地域福祉の構築が喫緊の課題といえます。

このことから、これまで取り組んで来た地域福祉活動計画を引き継ぎ、事業の成果や計画の達成状況を踏まえて見直しを行い、より具体的な地域福祉の行動計画を展開していくために「第2期住田町地域福祉活動計画」を策定しました。



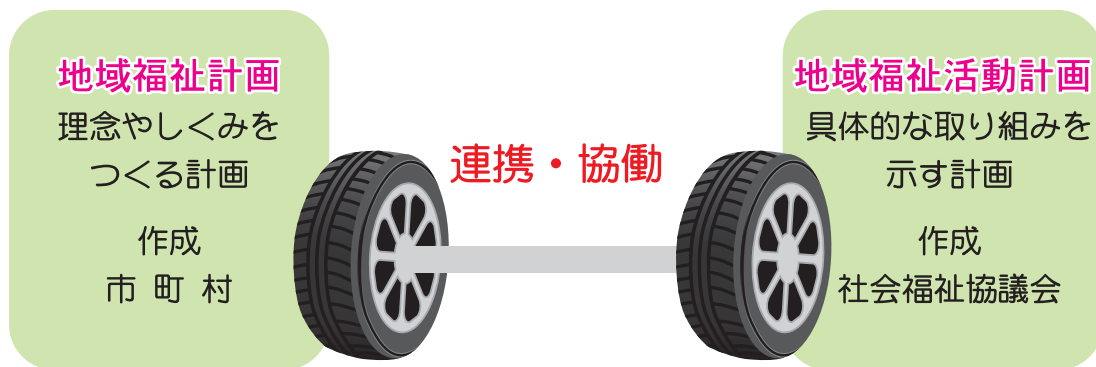
## 2 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民・地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

住田町地域福祉活動計画は、社会福祉法第4条に示されている「地域福祉の推進」の理念に基づき、共に支えあって生きていく地域社会の構築に向け、住み慣れた地域で安心して生活できる福祉の町づくりを目指して、住民の主体性と地域との協働を重んじ、その達成のための方向性と具体的な活動計画を住田町社会福祉協議会が主体となって策定するものです。

また、社会福祉法第107条により、行政が定めた「地域福祉計画」は、地域福祉推進のための基盤や体制をつくるものであり、住民や地域の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」とは、車の両輪といわれます。

[計画のイメージ図]



### 補足説明

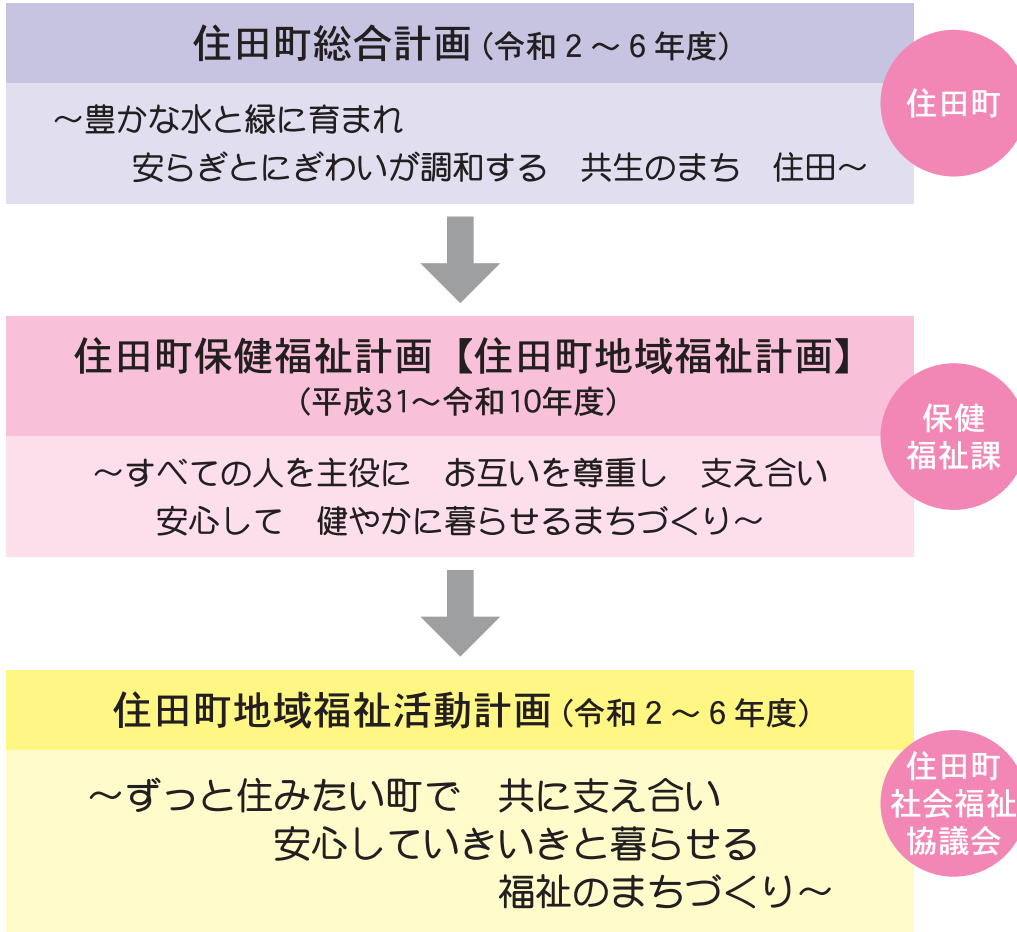
\*地域福祉の推進（社会福祉法より抜粋）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

\*社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に、地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられています。

### 3 計画の位置づけ・期間

「住田町地域福祉活動計画」は、「住田町総合計画」及び「地域福祉計画」としての性格を持つ「住田町保健福祉計画」と整合性を持ち、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年計画とします。



本計画は「住田町保健福祉計画」の基本目標に沿って、町・地域と連携しながら、すべての人が自分らしくいきいきと暮らせるよう、具体的な仕組みをつくっていきます。

## 福祉の町 すみた



## 4 住田町保健福祉計画とは

住田町保健福祉計画は、「住田町総合計画」を上位計画とするとともに、「健康すみた21プラン」「すみたすこやか母子21」「住田町障がい福祉計画・住田町障がい児福祉計画」「住田町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」などの個別計画を、各分野の枠を超えて、総合的に体系化したものです。

### 【基本目標】

#### (1) みんなで育ち合う人づくり【人づくり】

- ① 福祉意識の醸成
- ② 人材育成・活動支援
- ③ 福祉学習の推進

#### (2) みんなで支えるまちづくり【仕組みづくり】

- ① 地域、関係機関のネットワークづくり
- ② 地域福祉活動の推進
- ③ 福祉サービス利用の支援

#### (3) みんなで創る人にやさしいまちづくり【基盤づくり】

- ① 安全に暮らせる地域づくり
- ② 関係団体の活動強化
- ③ 生活困窮者への支援

## 5 計画の策定体制と取り組みの経過

計画の策定にあたっては、次のように体制を組織し、計画の内容について協議を進めました。

また、様々な場で意見聴取を実施し、現状や課題の把握に努めました。

### (1) 住田町地域福祉活動計画策定委員会の設置

### (2) アドバイザーの設置

### (3) ワーキング部会の設置

### (4) 意見聴取の実施

- ① 地域福祉座談会の開催 町内5会場で開催  
社会福祉協議会主催、住田町及び民生児童委員協議会共催  
平成30年度延122人、令和元年度延189人参加
- ② ボランティア養成講座の開催  
講座に参加した中高生やボランティア団体、一般の方など参加者26人
- ③ 社会福祉協議会職員によるワークショップ、社協役職員80人
- ④ 生活支援ケア会議(※18)、福祉、行政、医療関係者17人

### (5) 社会福祉協議会事務局会議

- ① 計画策定の進め方、策定委員会の準備、計画書の作り方等の検討



## 策 定 経 過

### ★住田町地域福祉活動計画策定委員会

日 時	内 容	出 席 者 等
令和1年10月28日	第1回住田町地域福祉活動計画策定委員会	策定委員12人、アドバイザー、会長、事務局6人、計20人
令和2年1月27日	第2回住田町地域福祉活動計画策定委員会	策定委員9人、アドバイザー、会長、県社協1人、事務局5人、計17人

### ★ワーキング部会

日 時	内 容	出 席 者 等
令和1年9月5日	第1回ワーキング部会	ワーキング部員10人、事務局6人、計16人
令和1年10月3日	第2回ワーキング部会	ワーキング部員8人、事務局6人、計14人
令和1年11月14日	第3回ワーキング部会	ワーキング部員7人、事務局7人、計14人

### ★職員研修会及びワークショップ

日 時	内 容	出 席 者 等
令和1年9月19日	住田町社会福祉協議会 職員研修会 ひきこもりについて	社協職員77人、社協会長、副会長、理事、計80人

### ★地区組織等からの意見聴取（ワークショップ）

日 時	内 容	出 席 者 等
平成30年8月	地域福祉座談会・町内5会場	各地域の方56人、保福課社協職員65人、計112人
令和1年7月16日	生活支援ケア会議「地域の課題を考えよう」	鳴瀬会3人、広域リハ1人、薬局1人、保福課4人、社協8人、計17人
令和1年8月5日	福祉のまちづくりボランティア養成講座 「今、住田町に住んでいる人が困っている事は何かな？」	中高生5人、ボランティア団体と一般13人、包括社協8人、計26人
令和1年12月	地域福祉座談会・町内5会場	各地域の方85人、保福課13人、社協職員91人、計189人

### ★事務局会議等

日 時	内 容	出 席 者 等
令和1年6月5日	事務局内打ち合わせ 策定要綱・ワーキングチームの選定等	事務局4人
令和1年7月25日	アドバイスを受けるにあたり資料の進捗 状況確認	事務局5人
令和1年7月31日	アドバイスを受けるにあたり資料の進捗 状況確認	事務局6人
令和1年8月5日	計画策定アドバイザーと事務局との打ち合わせ	アドバイザー、県社協、事務局6人



日 時	内 容	出 席 者 等
令和1年8月23日	事務局内打ち合わせ（今後の日程再検討）	事務局3人
令和1年9月2日	事務局内打ち合わせ （ワーキング部会の進め方）	事務局4人
令和1年10月17日	第1回策定委員会について事務局打合せ	事務局3人
令和1年12月20日	第2回策定委員会について事務局打合せ	事務局2人
令和2年1月16日	第3回策定委員会について事務局打合せ	事務局2人
令和2年1月17日	第4回策定委員会について事務局打合せ	事務局6人
令和2年1月22日	第5回策定委員会について事務局打合せ	事務局4人



## 第2章 地域の現状と課題

### 1 第1期地域福祉活動計画の評価

- 重点事業は、ほぼ取り組まれており、特に最重点事業は成果もあがっている。
- ボランティアの仕組みづくりについては、啓発にさらなる工夫が必要。
- 防災福祉マップ(※28)や見守り名簿の作成率が目標の50%に届かなかった。災害時の安否確認や避難方法について体制整備が必要。
- 計画時に上がらなかった項目では、ひきこもり(※24)等の調査や対応が課題となっている。

第1期計画では、3つの基本目標と6つの推進目標を定め、シルバー人材センター及びおたっしゅ移送サービス(※4)の再開、よりあいカフェ事業の3つを最重点事業として活動を展開してきた。この最重点事業については、予想以上の事業実績となり、介護保険外の生活支援や世代を超えた居場所づくりと介護予防につながった。また、ボランティア活動連絡会の再構築、おたすけ隊の活動など、ボランティア団体や中高生のボランティアの仕組みづくりにつながっているが、町民全体への周知・啓発はさらに工夫が必要。活動計画で取り上げていない部分では、平成30年度から、小さな拠点づくり事業(※20)と協力して、新たな課題に対して買い物ツアーを開始した。また、ひきこもり(※24)調査が全国で実施され、社会全体の課題となっていることなど、社会の課題はめまぐるしく変化し、その課題に対応するため、計画途中での見直しの必要性を感じている。

さらに、近年自然災害が多く、避難所や福祉避難所(※25)の開設が続いている。町民が自らの安全を確保でき、小地域単位で安否確認や安全な場所への自主避難ができる体制の整備、要援護者の避難方法や役割分担について行政、消防、社協の連携、福祉避難所(※25)の整備を進めることは必須である。



第1期すみだ輪(和)っこプラン



よりあいカフェ合同町の作品展の様子

## 2 各種データ・調査・意見聴取から捉えた課題

### (1) 各種データから見た課題（地域の現状と課題～資料編～より）

- ① 令和12年高齢化率は46.5%がピークと見込まれる。高齢者の割合は、今後10年以上にわたって増え続けると予想され、地域によっては既に50%を超えている地区が8地区ある。世帯数は5年前より約100世帯減っており、近所が少なくなるにつれ、見守り体制の確立や孤立防止策の徹底を図ることが課題である。また、40歳以上の独居男性世帯が240世帯を超え、5年前の2倍になっていることから、社会的孤立に陥る危険性が高く、見守り体制の構築が必要である。さらに、食生活の乱れによる生活習慣病、アルコールやギャンブルへの依存も懸念される。
- ② 核家族化がすすみ、夫婦共働きが増えている。夏休み、冬休みなどの長期休暇や、部活動の送迎など子育て世代の支援策について検討する必要性がある。
- ③ 障がい者の生活支援の状況から、障がい者が出来る限り自立し、充実した生活を送るため、日中活動できる場の創設や居場所づくりが必要。就労希望時の受け皿も必要である。
- ④ 死亡の状況から、死亡原因の1位は悪性新生物、2位は心疾患、3位は脳血管疾患となっており、健康診断で早期発見、早期治療につなげ、日頃より健康意識を高めるしくみが必要。また、町内の自殺者は減りつつあるもののゼロにならないため、普段との違いに気付くゲートキーパー(※7)の養成や、悩みを相談できる窓口を設置し活用を呼びかけていく必要がある。
- ⑤ 要介護者が年々増加し、認知症高齢者も増えている。在宅介護の支援体制の強化や予防事業の充実、介護者の負担軽減に努める必要がある。
- ⑥ 高齢者福祉サービスの利用状況では、通常冬期間のみ利用できるアンルス居住部門が、やむを得ず通年利用されることが増えており、高齢になってからでも住替えが可能な住宅の必要性が高くなっている。
- ⑦ 災害時要援護者(※9)登録台帳においては、各地区で対象者が増加している。手挙げ方式のため福祉票や緊急連絡カード(※5)の設置数と比べ登録者数が少なく、災害時の台帳としては不安がある。さらに民生児童委員が行う福祉票の整備を充実させることが必要。
- ⑧ 生活困窮者の対策としては、お金に困って食事が出来ない、受診が出来ないということがないように、困った時に相談できる窓口を設置し活用を呼びかける必要がある。
- ⑨ 町内のボランティア団体は増加傾向であるが、高齢化は否めない。活動的な高齢者が引退する前に、若い世代もボランティアに興味を持てるよう、今後もボランティア養成講座は継続する必要がある。

### (2) 平成30年度地域福祉座談会から見た課題

- ① 成年後見(※19)制度について、社協と一緒に動いてくれるなら町民後見人をやってみても良いとの意見があった。認知症高齢者や障がい者が地域で共に暮らすために、行政、社協、地域住民が協同し、金銭管理や身上監護(※13)を請け負ってくれる人が必要である。
- ② 近年、全国各地で災害が起きていることから、防災福祉マップ(※28)の質問や意見が多かった。



- ③ よりあいカフェ (※31)は居場所作りや介護予防、世代間交流の役割を果たしている。まだカフェの無い地域もあるが、地域のニーズに合わせて設置や維持のサポートを継続。
- ④ 介護について、デイサービスは何でもやってくれるので家でやらなくなったという話を聞いたが本当かとの問いがあった。自立した生活を送るための機能の維持向上に合わせ、介護予防や介護者の介護負担軽減、さらに相談窓口の情報提供が必要である。
- ⑤ 秋田県の藤里町のような、帰郷したが働けない人や外出が苦手な人の支援をして欲しいと意見があり、ひきこもり (※24)対策やシルバー人材センター以外の就労場所の開拓が必要である。
- ⑥ バスの便が少なく病院も遠いため、免許を返納することに不安を感じている人が多くいることから、高齢者の移動手段の確保が課題である。
- ⑦ 荒れた農地を整備するために、小さな拠点づくり事業 (※20)の補助を利用して、楽しみに変える事業を何か考えたいとの意見があった。

### (3) 令和元年度社会福祉協議会職員が行ったワークショップから見た課題

テーマ…「ひきこもり (※24)の方が社会参加するためには」

- ① 本人や家族が地域から孤立しないよう社会との関係づくりが必要。
- ② 本人や家族が相談できる窓口を作り、情報を発信する。
- ③ フリースクール (※26)や役割を持って関われる場所など居場所づくりが必要。
- ④ 共通の趣味で仲間づくりをしたらどうか？

### (4) 令和元年度「福祉のまちづくりボランティア養成講座」から見た課題

- ① 若い人が少なく空き家も多いため、空き家をリフォームしシェアハウス (※11)を作ったらどうか。
- ② 商店が少なく交通の便が悪いため、地域の主体性を活かした買い物ツアーの対象地区を拡大し、通院用にバス運行、乗合タクシー、スクールバスの一般乗車を可能にしてはどうか。
- ③ 働くところが少ないため、若者の町外流出や地元商店の跡継ぎ問題もあり、就業場所の確保など企業の誘致も必要ではないか。



ボランティア養成講座の様子

- ④ 中高生にも地域に興味を持ってもらうため、今後もボランティア養成講座など福祉教育に力を注ぐ必要がある。
- ⑤ 空き店舗の活用を考えることが必要。

### (5) 令和元年度生活支援ケア会議(※18)「地域の課題を考えよう」から見た課題

- ① 独居高齢者や高齢世帯が増え、水分や食事の摂取状況、受診や服薬の状況など、生活の実態がつかめない人が少なくない。普段から近所付き合いをし、異変に気づいたり気づいてもらったりする見守りが必要。
- ② 交通の便が悪く運転免許返納後の生活に不安を感じる人が多いことから、自動プレー

キ付き車両の購入補助が欲しい。または、運転免許返納後も不自由なく生活するために、医療機関や金融機関、商店へ歩いて行ける立地の良い所に高齢者が住替えられる住宅が必要。

- ③ 夜間や休日の受診が町内では出来ず、夜間はタクシーも無いことから、安易に救急車を呼ばなくても済むよう、緊急受診が必要な時の対応についてご近所や親戚にお願いしておくことが必要。



生活支援ケア会議 ワークショップのまとめ

- ④ 糖尿病や透析患者が多いことから、子どもの頃からの食育が必要。
- ⑤ ひきこもり、8050問題(※23)の当事者、60歳未満の要支援者などに居場所や役割、生きがいを見つけることが必要。そのために有償ボランティア⇒自立⇒支える側になり、高齢者の生活支援の充実につなげたい。
- ⑥ 助けてと言えない人が多い。支えられ上手になる住民教育が必要。

#### (6) ワーキング部会から見た課題「5年後を見据えた課題について」

- ① 見守りする人も高齢化、若い世代も巻き込んでいく。
- ② 障がい者やひきこもり(※24)の方が社会参加するための受け皿が欲しい。
- ③ 若いうちから運動習慣をつけるため、トレーニングルームの整備など、積極的な介護予防対策が必要。
- ④ 介護を担う人材の不足。施設も人も地産地消の精神で、まずは住田の資源を活用する。町内の社会資源、団体、ボランティアの養成。
- ⑤ 成年後見(※19)制度の周知と市(町)民後見人(※10)のサポート体制が必要。
- ⑥ 買い物ツアーの地域拡大。
- ⑦ 災害時の民生委員の役割について、地域住民の理解が必要。防災福祉マップ(※28)とあわせて、助けられ上手になろう。

#### (7) 行政が捉えた課題(住田町保健福祉計画より)

- ① ボランティア団体は増加傾向であるが、ボランティアや地域活動に参加するのは高齢者が多いことから、活動者が若い年代に広がっていくことが重要。関係機関と協力し、地域活動をする人の育成支援や、各種イベントを通じて幅広い年代がボランティア活動に参加しやすいきっかけが必要。
- ② 住民一人ひとりが多様なくらしの問題について理解を深め、意識を高めていくことが重要であり、町の推進体制の整備・構築を進めると共に、住民へのわかりやすい説明・情報発信が求められる。
- ③ 災害時要援護者(※9)名簿の作成、セーフティネット(※16)の体制整備、生活困窮者への自立に向けた支援体制等、地域から孤立を防ぎ、住民がいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくための基盤整備が求められる。

#### (8) 令和元年度 地域福祉座談会から見た課題

- ① 防災についての質問や要望が一番多く出ていることから、防災福祉マップ(※28)の

作成と併せて見守り名簿の作成、特に要援護者の把握や福祉避難所(※25)の整備、運営が必要である。

- ② 成年後見(※19)制度や、市(町)民後見人(※10)について町民への周知が不足していると指摘があった。
- ③ 介護保険や福祉サービス、福祉用具の使い方を知らない町民が多いので周知が必要。
- ④ 次期計画に対して予算や人員は大丈夫なのか？できる範囲に絞ってはどうか？
- ⑤ 公民館などで、体力づくりが出来る事業をやって欲しいと要望あった。若い内から気軽に楽しく運動し、元気に活動できる生きがいつくりが必要。



福祉座談会（上有住地区公民館にて）



福祉座談会（五葉地区公民館にて）

### 3 地域福祉を推進する上での課題のまとめ

各種データ、福祉座談会、養成講座、ワーキング部会から抽出した課題を整理

#### (1) 多様な住民ニーズを把握し、見守りや助け合いができる地域づくり

- ① 見守りする人も高齢化、独居男性や独居女性の社会的孤立の危険。
- ② 孤立死や自殺を防ぎたい。
- ③ 地域で協力しあい、近所同士の見守りや助け合いも必要。
- ④ 困った時に助けてと言えない人が多い→それに応えることができる地域づくり。
- ⑤ 民生児童委員が対応に困るケースが増えている。
- ⑥ 悩みを相談できる窓口の積極的な情報提供が必要。

#### (2) だれもがボランティア活動や地域福祉活動に参加できるきっかけづくりと地域のために主体的に活動できる人づくり

- ① 少々の生活支援で助かる高齢者がたくさんいる。
- ② 小中学生・高校生への福祉教育の必要性。
- ③ ボランティアの養成と若い世代も興味を持てるボランティア情報の発信。
- ④ 福祉についての啓発の必要性。

#### (3) 介護保険外のサービスや制度のはざまを埋めるサービスの構築、高齢者の外出支援や生活、在宅介護者を支援する体制づくり

- ① シルバー人材センター以外の就労場所の開拓が必要。



- ② 通院や買い物などの移動手段がなく運転免許返納に不安を感じている高齢者が多い。
- ③ おたっしや移送サービス(※4)の利用が多く、予約が2件重なることがあった。
- ④ 在宅介護率が高く、介護者の負担軽減が必要。
- ⑤ 高齢者が住み続けることができるよう、住宅の確保が必要。

#### (4) 生活困窮者や生活課題を多く抱えているケースを解決する組織づくり

- ① 低所得者が多い現状から、今後の生活困窮者の自立支援対策が必要。
- ② 認知症や障がいなどで金銭管理が難しい方の身上監護(※13)を請け負ってくれる人が必要。
- ③ ひきこもり(※24)の実態把握とひきこもりの方や家族が相談できる窓口の設置。
- ④ 就労を希望する障がい者の支援。

#### (5) 災害に強い町づくり

- ① 防災福祉マップ(※28)作成の関心がとても高く、災害時に備えた対策を充実させる必要がある。特に要援護者の把握、災害時要援護者(※9)登録台帳の整備が必要。
- ② 地域や行政、消防と連携が必要。
- ③ 福祉避難所(※25)の整備、運営が必要。

#### (6) 世代や障がいを超えて交流できる機会や居場所づくり

- ① 高齢者が交流する場が少ない。また、世代間交流の機会が少ない。
- ② 障がい者の日中活動の場、居場所の確保、就労支援が必要。

#### (7) いつまでも元気に楽しく活動できる生きがいづくり

- ① 若いうちからの運動習慣。
- ② 運動する場所や機会の提供。
- ③ 高齢者に限らない介護予防の推進と生きがいづくり。





# 第3章 活動計画

## 1 基本理念

本計画は、町・地域と連携しながら総合的に活動を推進し、すべての人が自分らしくいきいきと暮らせるよう、次のとおり基本理念を定めます。

**ずっと住みたい町で 共に支え合い  
安心していきいきと暮らせる  
福祉のまちづくり**

## 2 基本目標

### (1) おだげあさまのまちづくり

「自助」「共助」「公助」の認識の下、人と人とのつながりを大切にし、お互いの支え合いの心を育み、共助の町をつくっていきます。また、自分の力を発揮しボランティア活動ができるきっかけづくりや、困った時に助けてと言える地域づくり、地域のために進んで活動できる人づくりを支援します。

### (2) やんべあに暮らせるまちづくり

高齢者や障がい者の移動手段の確保、充実した福祉サービスとその利用支援、制度のはざま(※15)にいても困らないサービスの体制づくり、介護者の負担軽減、災害時要援護者(※9)への支援、生活困窮者の自立支援等、課題を多く抱えるケースを解決する組織づくりをし、誰もがずっとこの町で暮らしたいと思える環境を整備します。

### (3) おもしろく暮らせるまちづくり

地域から孤立することなく、町民一人ひとりが個性を活かして、自分らしくいきいきと暮らせるよう、生きがいづくり、交流・ふれあいの場づくり、居場所づくりをすすめていきます。



策定委員会の様子

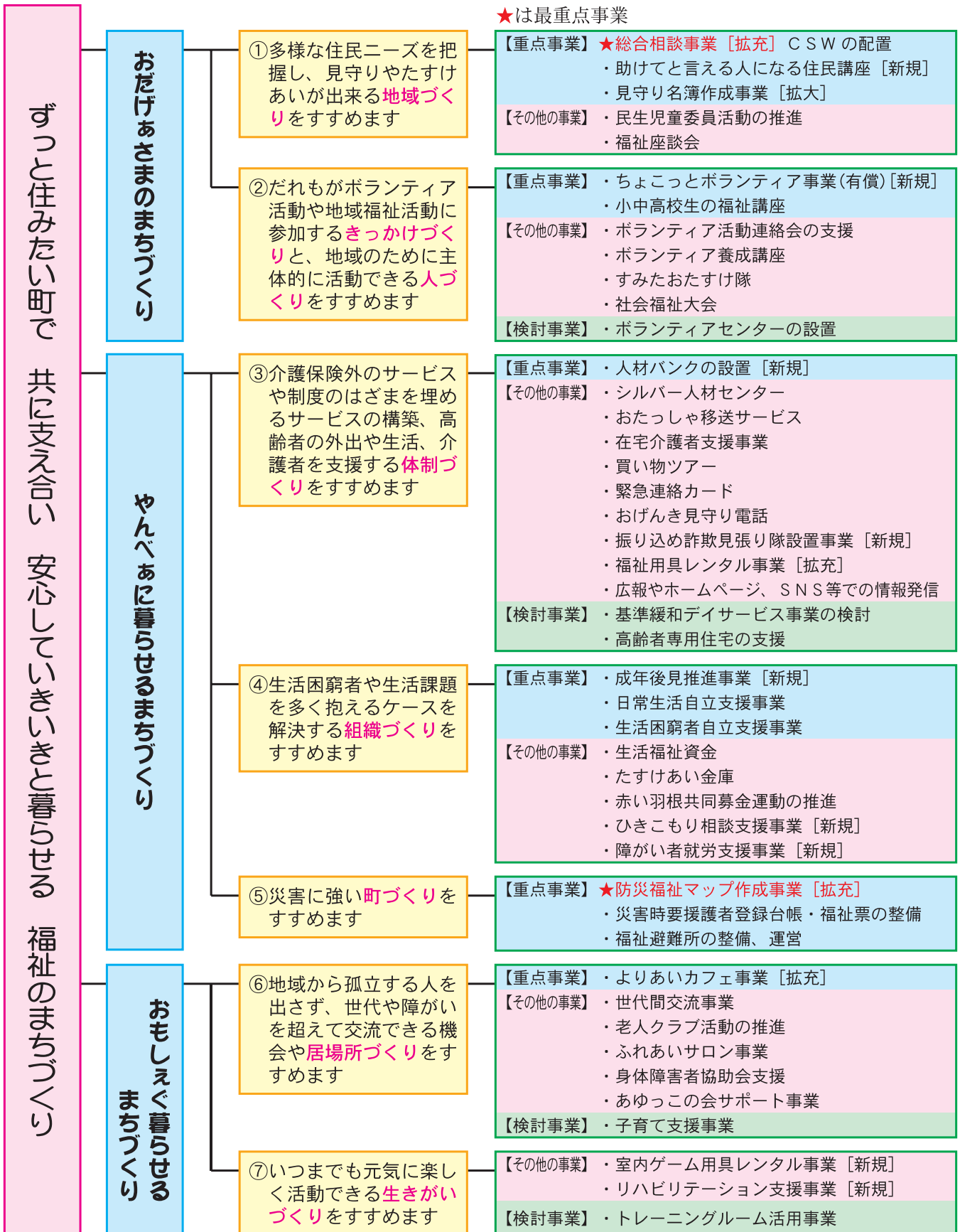
### 3 計画の体系

基本理念

基本目標

推進目標

実施事業



## 4 行動計画

### 基本目標 1 おだげあさまのまちづくり

《推進目標 1》多様な住民ニーズを把握し、見守りやたすけあいができる地域づくりをすすめます

#### 重点事業

##### ① 総合相談事業・CSW(※1)の配置 [拡充]

住民の多様な問題に対応できるよう、相談窓口の機能を強化し広くPRするとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）(※1)を2名以上配置し、アウトリーチすることにより、住民ニーズ(※21)を把握して相談支援につなげます。

##### ② 助けてと言える人になる住民講座 [新規]

困りごとを自ら発信することが難しい現状から、お互いに助けたり助けられたりできるつながりが持てるよう、住民講座を通して学ぶ機会を作ります。

##### ③ 見守り名簿作成事業 [拡充]

防災福祉マップ(※27)作成事業と連動して、見守り名簿を作成し各地域で日頃の見守り体制を整備できるよう支援します。

#### その他の事業

##### ④ 民生児童委員活動の推進

民生児童委員協議会の事務局として、福祉票の整備や日頃の見守り活動の助言・支援を行います。また、民生委員が責任と負担を抱え込むことがないように、有事の際の関係機関との連絡調整を確実にを行います。

##### ⑤ 福祉座談会

福祉座談会の開催により、社協の活動の周知、地域からの意見・要望の把握に努め、地域福祉活動に反映します。

#### 町民や地域の役割

自分の地区の実情に合わせた見守り名簿を作成し、日頃から見守りや声掛けを行うと共に、おだがい様の心で、助けたり助けられたりできる繋がりを作ります。

#### 社会福祉協議会の役割

CSW(※1)を配置し、総合相談事業や住民講座を充実させます。また、各地域で防災福祉マップ作成と併せて見守り名簿作成を支援し、日頃からの見守り体制を整えます。

#### 行政の役割

各種相談に対して、早期解決や支援のため協力します。

地域包括支援センターは要援護者についての情報を共有するための支援と協力をします。

## 具体的な事業の取り組み

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
①総合相談事業・CSWの配置	困った時に相談できる窓口のPR不足 相談を待つだけでなく、アウトリーチの必要性	相談窓口の周知 CSWの配置					相談窓口の周知・アウトリーチによる相談機能の充実
②助けてと言える人になる住民講座	どこに相談してよいかわからない、あるいは自分から発信できない、したくないために、対応が遅れるケースがある	高齢者教室での講座開催(5地区)					隣近所での助け合いの日常化 早期相談により対応の遅れをなくする
③見守り名簿作成事業	高齢世帯の増加や独居男性の社会的孤立が心配されるが、地域の見守り機能が低下している	防災福祉マップ作成と併せた見守り名簿の作成				見守り名簿作成率80%	各地区に見守り名簿ができ、見守りや助け合いができる地域になる
④民生児童委員活動の推進	孤立死や災害時の見守り体制の課題、民生委員への情報不足、対応が困難なケースなどの悩みがある	活動支援情報提供					民生委員が行政や社協と情報共有しながら、地区での見守り活動ができる
⑤福祉座談会	H25.26.28.30.R1と7年間で5回開催し、地域のニーズ把握と地域との計画の共有に努めている	2年に1回開催					社協事業や活動計画の周知、地域との共有、協働ができる

## 基本目標1 おだげあさまのまちづくり

《推進目標2》だれもがボランティア活動や地域福祉活動に参加するきっかけづくりと、地域のために主体的に活動できる人づくりをすすめます

## 重点事業

### ① ちょっとボランティア事業 [新規]

制度のはざま(※15)を埋めるサービスの構築、介護保険のヘルパーが訪問するまでもないちょっとした生活課題などに対応する訪問系の有償ボランティア(※30)のしくみをつくりまします。

これにより、ゴミ出し、買いもの、灯油入れ、電球交換などのちょっとした生活支援が可能になります。

### ② 小中高校生の福祉講座

社協ができる福祉講座のメニューを提示し、小中高校生に福祉教育を実施し、子供のころから福祉への理解を深められるよう支援します。



福祉講座の様子（有住中学校にて）

## その他の事業

### ③ ボランティア活動連絡会の支援

ボランティア活動連絡会に加入するボランティア団体を増やし、歳末たすけあい芸能祭をはじめとするボランティア活動が活発にできるよう支援します。

### ④ ボランティア養成講座

中高生や一般を対象とした養成講座とボランティア団体の勉強会を開催し、より多くの方がボランティアに関心を持ち、実践できるよう支援します。

### ⑤ すみたおたすけ隊

中高生ボランティアを募り、独居高齢者世帯や高齢世帯を訪問し、窓ふきや雪かき等のボランティアを行います。

### ⑥ 社会福祉大会

地域福祉の意味やボランティア活動の大切さについて町民と共に考える機会にします。

地域福祉活動計画の推進や重点事業について情報発信の場とします。



すみたおたすけ隊 窓拭きの様子

## 検討事業

### ⑦ ボランティアセンターの設置

ボランティアに関する情報提供、ボランティアの登録や活動の支援を一体的にできるよう、ボランティアセンターの設置について検討します。

## 町民や地域の役割

- ・積極的に福祉やボランティアについて学び、自分のことから実践します。
- ・中高生の皆さんは「すみたおたすけ隊」に登録し、ボランティア活動を行います。
- ・高齢者や障がい者への理解を深めます。

## 社会福祉協議会の役割

- ・町民に福祉の現状を伝えたり、高齢者や障がい者に対する理解を得るための啓発活動を行います。





- ・養成講座の企画、ボランティアの必要性の啓発、ボランティア登録のコーディネートを行います。
- ・学校への出前講座や福祉体験の受け入れを行います。
- ・福祉協力校への助成を行います。
- ・誰もがボランティアに協力できるよう、社会福祉大会・福祉だより・住田テレビ・ホームページ等を活用し情報発信に努めます。

### 行政の役割

- ・ボランティア養成講座への協力、学校や教育委員会との連絡調整を行います。
- ・社会福祉大会の後援として、協力します。

### 具体的な事業の取り組み

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
①ちょこっとボランティア事業	訪問系のボランティアがないため、30分未満の内容でも介護保険サービス利用になったり、制度のはざまの方が利用できるサービスがない	訪問系ボランティアのしくみづくり	訪問系ボランティア組織の設立				訪問系ボランティア活動の確立
②小中高校生の福祉講座	小中学校から福祉講座や福祉職場体験の希望がある	福祉講座メニューの提示・希望する学校での講座開催					小中学生・高校生が、地域のためにボランティア活動ができる
③ボランティア活動連絡会の支援	構成団体（個人）は23それぞれのグループでの活動の他、歳末たすけあい芸能祭の実施やおたすけ隊への協力を実施	活動支援					ボラ連としての積極的な活動ができる
④ボランティア養成講座	中高生だけでなく、退職者や元気高齢者の力を活かせる場がなく、ボランティアをする意識や体制ができていないまた障がい者に対する社会の理解と配慮が必要	中高生・一般対象講座開催		企業向け講座開催			ボランティア養成講座を受けた方が、地域で高齢者や障がい者を理解し支える力になる。シルバー人材センターや訪問系ボラの登録者が増える
⑤すみたおたすけ隊	年2回（夏冬長期休暇）高齢世帯の窓ふきや雪かきを中高生・ボラ連と共に実施	おたすけ隊の開催年3回					町内の中高生が、進んでボランティア活動に参加する
⑥社会福祉大会	3年に1回、老人福祉大会と一緒に開催しており、地域福祉の啓発の場とする工夫が必要		老人福祉大会と合わせ一日開催			老人福祉大会と合わせ一日開催	社会福祉大会が福祉活動の啓発の場となる
⑦ボランティアセンター設置の検討	ボラ連の支援やボランティア講座の開催など、単発での活動を行っている	ボラセン設置の検討					検討の結果を事業に反映させる

## 基本目標2

# やんべあに暮らせるまちづくり

《推進目標3》介護保険外のサービスや制度のはざま(※15)を埋めるサービスの構築、高齢者の外出や生活、介護者を支援する体制づくりをすすめます

### 重点事業

#### ① 人材バンク(※12)の設置 [新規]

シルバー人材センターに登録できる前の年齢の方やひきこもりの方に登録していただくことで、就労機会を確保し、得意な分野を活かしたり、生活支援の担い手として活躍できるよう、社協が人材バンク(※12)の登録窓口となり、就労のコーディネートをします。

### その他の事業

#### ② シルバー人材センター

原則60歳以上の方に登録していただき、経験と技能を生かした就業をしていただくことにより、社会参加を推進します。仕事内容として高齢者世帯等の家事援助や草刈り、農作業、福祉有償運送事業を実施することにより、介護保険外の住民の要望に対応したサービスを行います。



シルバー人材センター 草取りの様子

#### ③ おたっしゃ移送サービス(※4) (福祉有償運送事業)

介助なしでは移動が困難な要介護者や障がい者等で、公共交通機関が利用できない方を対象(登録制)として、個別に移送サービスを行います。通院や退院だけでなく、様々な外出に利用でき、社会参加が可能となります。



おたっしゃ移送サービス おたっしゃ号

#### ④ 在宅介護者支援事業

在宅で介護している家族が、介護の問題を一人で抱えることなく、介護負担の軽減が図られ、在宅での上手な介護につながるよう、リフレッシュ事業や認知症介護家族交流会を実施します。

#### ⑤ 買い物ツアー

スマイル大股(大股地区小さな拠点事業)と協働し、高齢世帯や運転免許の返納などにより、買い物に行けない方で希望者を登録し、町内の店舗限定として買い物ツアーを実施します。



## ⑥ 緊急連絡カード(※5)

独居高齢者や高齢世帯を対象として、民生委員に希望をとっていただき設置しています。

緊急時に冷蔵庫内の連絡カードを活用して、かかりつけ医や家族に即連絡ができる体制ができています。今後も設置対象者を拡大し、連絡体制づくりをすすめていきます。

## ⑦ おげんき見守り電話

おげんき見守りシステムは、利用者が自ら毎日発信することにより、安否確認ができるシステムです。高齢者の状況によって、行政が設置する緊急通報装置と対象者を分けています。

高齢者の状態の変化により、どちらのシステムも利用できなくなった場合の方策も検討していきます。

## ⑧ 振り込め詐欺見張り隊設置事業 [新規]

振り込め詐欺を防止するため、高齢世帯等に設置を進めていきます。

## ⑨ 福祉用具レンタル事業

車いすや、スロープなど、一時的な外出等で利用を希望する場合に貸し出しをします。

## ⑩ 広報やホームページ、SNS(※2)等での情報発信

困った時に利用できるサービスの情報や総合相談などについて、様々な方法で情報を発信します。

### 検討事業

## ⑪ 基準緩和デイサービス(※6)事業の検討

要支援などの軽度者が、適した環境で機能向上が図れるよう、基準緩和デイサービス(※6)について、町内のデイサービス事業所と共に検討を重ね、実施できる体制整備をします。

## ⑫ 高齢者専用住宅の支援

自宅の老朽化やへき地のため、自宅に住み続けることが困難な高齢者に対して、入居できる住宅を提供することにより、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、行政とともに高齢者専用住宅を検討します。

### 町民や地域の役割

- ・シルバー世代の皆さんは、経験や技術を活かし、シルバー人材センターに登録します。
- ・一般・現在仕事に就いていない方は「人材バンク」(※12)に登録し、得意分野を活かした活動で地域を支えます。
- ・在宅介護者の皆さんは在宅介護者支援事業を利用し、上手に負担の軽減を図ります。

### 社会福祉協議会の役割

- ・人材バンク(※12)の設置に向けて基盤整備をします。
- ・シルバー人材センター、移送サービス(※4)の実施主体として、専従職員を配置します。

- ・在宅介護者支援事業を企画・実施し、参加費用の補助等を行います。また、実施に当たり、各サービス事業所の調整を行い、介護者が参加しやすい体制を整えます。
- ・買い物ツアーの実施に当たり、町内全域で実施可能な車両や実施方法について検討します。
- ・おげんき電話・緊急通報装置の他、振り込め詐欺見張隊の設置など見守り体制の整備をすすめます。また、民生委員と協力し緊急連絡カード(※5)を設置します。
- ・制度外で短期的な福祉用具のレンタルができるよう整備します。
- ・ニーズを把握し、制度のはざま(※15)を埋めるサービスの構築に努めます。
- ・基準緩和デイサービス(※6)事業、高齢者専用住宅について検討します。

### 行政の役割

- ・人材バンク(※12)、シルバー人材センター、移送サービス事業(※4)の運営資金の支援と運営の助言をします。
- ・地域包括支援センターは在宅介護者支援事業の実施に向け、介護者の把握と事業の案内、参加の呼びかけをします。
- ・補助事業の利用や建設課との調整を行い、高齢者向け住宅の建設を検討します。
- ・制度改正に合わせ、サービスの見直しや構築に努めます。

### 具体的な事業の取り組み

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
①人材バンクの設置	ひきこもり者や60歳未満の仕事をしていない人の就労機会がない 支える側の拡充が必要	ひきこもり者の相談支援による人材発掘 運営方法の検討、先進地視察	人材バンク登録開始	登録者による就労開始	→	事業評価	人材バンク登録者の就労により、制度外のサービスにつながる
②シルバー人材センター	介護保険外のサービスがないため、高齢世帯等から草刈り・草取り・雪かき・墓掃除等の依頼が多い	シルバーの登録者を増やし、現状の仕事の依頼に対応する	→	→	→	事業評価	人材センターの活動により、高齢者が住みやすい地域になる
③おたっしや移送サービス	通院や退院などの移動手段がなく困っている高齢者が多く、移送サービスの需要が多い	運転手の確保に努め、依頼に対応する	→	→	→	事業評価	要介護者や障がい者が外出できる
④在宅介護者支援事業	在宅介護率が高く、介護者の負担軽減が必要 介護者リフレッシュ事業が定着した	事業継続	→	→	→	事業評価	介護者が自分に合った事業に参加し、リフレッシュしながら介護できる
⑤買い物ツアー	スマイル大股と協力し、月2回実施 利用者が徐々に増えている	事業継続 送迎車両等の検討	→	→	→	事業評価	必要な買い物ができ、外出による介護予防につながる

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
⑥緊急連絡カード	独居及び高齢世帯309世帯に設置	事業継続	→			事業評価	要介護者世帯すべてに設置
⑦おげんき見守り電話 ⑧振り込め詐欺見張り隊設置事業	おげんき電話、緊急通報装置のほか、新たに振り込め詐欺見張り隊の設置により、見守りの仕組みを充実させる必要がある	対象者、システムの検討	→			事業評価	独居高齢世帯に機械や人などの重層な見守りの仕組みができる
⑨福祉用具レンタル事業	制度外で短期的な福祉用具の利用ニーズがある	車いす等の整備とニーズ把握	→			事業評価	レンタルにより、安心して外出等過ごすことができる
⑩情報発信	総合相談や困った時に利用できるサービスなどの情報が不足している	情報発信相談機能の充実	→			事業評価	住民からの相談やサービス利用が増加する
⑪基準緩和デイサービス事業の検討	要支援の方に適した、機能向上のための通所サービスがない	町内事業所と事業検討	→			事業評価	基準緩和デイサービスの開始
⑫高齢者専用住宅の支援	自宅の老朽化やへき地のため、住み続けることができない高齢者がいるが、専用住宅がない	事業検討	→			事業評価	高齢者専用住宅に居住することにより、町内で暮らし続けることができる

## 基本目標2 やんべあに暮らせるまちづくり

《推進目標4》生活困窮者や生活課題を多く抱えるケースを解決する組織づくりをすすめます

### 重点事業

#### ① 成年後見(※19)推進事業 [新規]

相談窓口の開設、市(町)民後見人(※10)養成講座修了者のフォローアップや住民への周知・情報提供を行います。また、広域での成年後見センターの開設、社協としての法人後見(※29)について検討します。

#### ② 日常生活自立支援事業(※22)

高齢者や障がい者で金銭管理や諸手続きに不安のある方が、地域で安心して生活ができるよう、サービス利用のための手続き、生活費の出納、医療費や公共料金の支払い手続き等の支援を行います。利用者の中には本事業だけでは対応が困難なケースも考えられるので、成年後見(※19)制度の利用も検討していきます。

#### ③ 生活困窮者自立支援事業(※17)

低所得や就労できない等が原因で、家庭生活が自立できない方の相談支援を充実します。

一人でも多く安定した生活ができるよう、関係機関と連携し、フードバンクや関係制度の利用支援、就労支援を行います。

## その他の事業

### ④ 生活福祉資金（県社協より業務委託）

低所得者や障がい者あるいは高齢者に対して、経済的な自立や生活意欲の向上を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付や相談支援を行います。

### ⑤ たすけあい金庫

低所得者の急な資金不足に対して、応急的な資金の貸付を行い、生活の安定化を図ります。

### ⑥ 赤い羽根共同募金運動の推進

生活に困っている世帯を町民みんなの力で助け合い、豊かな生活をめざす福祉のまちづくりを推進することを目的として、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金運動及び歳末たすけあい芸能祭を実施します。歳末には生活困窮世帯及び施設入所者に義援金を配分します。

集めた募金は地域福祉活動や生活困窮世帯に有効に活用します。

### ⑦ ひきこもり相談支援事業

全国的に課題となっているひきこもりについては町内の実態が不明であることから、相談窓口の周知、アウトリーチ（※3）によるニーズ（※21）把握、情報提供などを行い、ひきこもり者が徐々に社会参加できるよう居場所づくりや人材バンクへの登録などの支援をします。

人材バンク（※12）での就労により、支援する側として貴重な人材確保につながることを目標とします。

### ⑧ 障がい者就労支援事業

障がい者で就労を希望する方または就労が見込まれる方を対象に軽作業に取り組む機会をつくり、就労を支援します。

## 町民や地域の役割

- 生活困窮者やひきこもり者の社会的自立に向け、あたたかい見守りと協力をします。
- 資金の貸付制度を上手に利用し、生活再建をします。
- 赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい運動に協力します。



赤い羽根共同募金運動の様子

## 社会福祉協議会の役割

- 相談窓口の開設、成年後見（※19）推進について方向性を検討します。
- 適切な資金の貸付と償還指導を行い、社会生活の自立ができるよう支援します。
- 赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動のPRを行い、町民の意識啓発に努めます。
- 民生児童委員協議会や行政と連携し、ひきこもり（※24）者の把握とニーズ（※21）調査を実施します。
- 事業の担当職員の育成・C S W（※1）の育成をすすめます。

- ・就業につなげるための居場所や軽作業の場を確保し、ひきこもり者や障がい者を支援します。

### 行政の役割

- ・生活困窮者自立支援法に合わせ、社会福祉協議会や民生児童委員協議会と連携し、相談体制を強化します。
- ・補助事業を活用できるよう情報提供します。

### 具体的な事業の取り組み

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
①成年後見推進事業	成年後見センターや法人後見について、方向性が決まっていない	町民への周知方向性の決定	→				社協が法人後見と町民後見人の支援を行う
②日常生活自立支援事業	生保30世帯、事業の利用者10人（高齢者1、障害者9）、生活全体の助言や指導が必要	相談支援継続 成年後見への移行検討	→				成年後見と日常生活自立支援事業の対象者を見極め支援をする
③生活困窮者自立支援事業	経済的に困っているケースの相談が多い	関係機関と連携した相談支援の継続・充実	→				生活困窮者が生保にならず自立できる
④生活福祉資金	利用者87件、うち償還延滞者30件	相談支援継続 償還指導	→				制度の適切な利用と償還率の向上
⑤たすけあい金庫	利用者15件、死亡や自己破産等で償還できないケースがある	相談支援継続 償還指導	→				制度の適切な利用と償還率の向上
⑥赤い羽根共同募金運動の推進	募金・芸能祭を開催し、生活困窮世帯に義援金配分 人口減少による募金額の減少	住民への周知と事業継続	→				地域福祉活動や生活困窮者への募金の有効活用
⑦ひきこもり相談支援事業	町内のひきこもり者の実態把握ができていない 相談窓口の周知や受け皿の確保ができていない	相談窓口の周知 アウトリーチによるニーズ把握	人材バンクへの登録 当事者勉強会	→			ひきこもり者が社会的活動ができる。
⑧障がい者就労支援事業	就労支援B型での就労はできないが、軽作業の就労につなげたい方がいる	軽作業就労の場の確保	人材バンクへの登録 当事者勉強会	→			障がい者が社会的活動ができる



《推進目標5》災害に強い町づくりをすすめます

重点事業

① 防災福祉マップ(※28)作成事業 [拡大]

民生委員・地域包括支援センター・自治公民館と協力し、町内のすべての自治公民館において防災福祉マップ(※28)を作成することにより、認知症・寝たきり者・独居高齢者・障がい者等の要援護者の日頃の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認方法を住民が理解し、自主防災に役立てることができるように支援します。マップ作成により、各地域で見守り名簿が作成できるよう支援します。

② 災害時要援護者(※9)登録台帳・福祉票の整備

民生委員と協力し、要援護者登録台帳及び福祉票の調査・整備を充実させ、災害時の避難支援や安否確認の方法を明記し、災害時に活用できるようにします。

③ 福祉避難所(※25)の整備、運営

危険区域にある福祉避難所(※25)は活用できないことから、指定されている福祉避難所を見直し、より安全で安心して利用できる福祉避難所を整備し運営します。(物資・機材の確保、人員配置、移送手段の検討等)また、災害時に備えた訓練や研修を実施します。



防災福祉マップ作成事業



防災福祉マップ

町民や地域の役割

- ・自治公民館長や民生委員は防災福祉マップ(※28)作成のため、地区民への参加を呼びかけます。また、地区民の皆さんは積極的にマップ作成に協力するとともに、日頃の見守りを行い、災害時の安否確認方法を理解しておきます。自治公民館として、最良の避難計画を立てます。
- ・民生委員の実施する福祉票の調査に協力します。
- ・災害時の一次避難所、福祉避難所(※25)を確認しておきます。

社会福祉協議会の役割

- ・防災福祉マップ(※28)作成に当たり、自治公民館長や民生委員と打ち合わせを行い、

作成の準備、助言を行います。さらに見守り名簿の作成につながるよう支援します。

- ・民児協の事務局として、福祉票整備を推進し行政と連携します。
- ・行政と共に福祉避難所(※25)の整備をすすめます。

### 行政の役割

- ・地域包括支援センターは防災福祉マップ(※28)作成の助言をします。また、各自治公民館における避難計画を町の防災計画に反映させます。
- ・災害時要援護者(※9)登録台帳の整備を進めます。
- ・住田町災害時要援護者(※9)避難支援計画の周知に努めます。また、指定福祉避難所(※25)の見直し、物資・機材等の整備をします。

### 具体的な事業の取り組み

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
①防災福祉マップ作成事業	H25年度から開始8地区で作成済み 福祉座談会では、マップ作成への関心が最も高い	マップ作成PRの強化	→			作成率80%	地域での見守り体制ができ、災害時の安否確認が自主的かつ迅速にできる
②災害時要援護者登録台帳・福祉票の整備	要援護者登録131人、福祉票の整備は400人、登録台帳の整備が必要	福祉票整備加除	→				行政・社協・消防が台帳により、情報共有でき、要援護者の確認チェックが迅速にできる
③福祉避難所の整備、運営	指定された福祉避難所が危険区域のため活用できない	新たに指定される福祉避難所の整備	職員配置の見直し	→			避難時に要援護者が安心して過ごすことができる





### 基本目標3

## おもしろく暮らせるまちづくり

《推進目標6》地域から孤立する人を出さず、世代や障がいを超えて交流できる機会や居場所づくりをすすめます

### 重点事業

#### ① よりあいカフェ(※31)事業

認知症、障がい者、ひきこもり(※24)者、高齢者等の居場所づくりのため、町内に誰もが気兼ねなく寄り合えるカフェ(中心型・地域型)の運営と地域型への助成を継続していきます。

中心型カフェに認知症地域支援推進員を配置し、認知症や介護に関すること等の相談に対応します。



よりあいカフェの様子

### よりあいカフェ 行事ポスター



## その他の事業

### ② 世代間交流事業

よりあいカフェ(※31)事業やボランティア事業等をとおして、小中高校生と高齢者・障がい者との世代間の交流を増やすことにより、高齢者や障がい者が生き生きと暮らせる地域をつくります。

### ③ 老人クラブ活動の推進

老人クラブの重点活動である「生きがいと健康づくり活動」「ふれあい活動」「社会奉仕活動」を推進するため、住田町老人クラブ連合会の事務局として、活動を全面的に支援します。

### ④ ふれあいサロン(※27)事業

高齢者の生きがいと孤独感の解消を目的として、民生委員や自治公民館が主体となって開催されるふれあいサロンを推進し、できるだけ多く開催できるよう、助成金の交付や開催が困難な地区への講師・職員の派遣等を行います。

### ⑤ 身体障害者協会支援

会の総会や会議、行事などの運営や実施を支援します。

### ⑥ あゆっこの会サポート事業

在宅で過ごす身体、精神、知的障がいの方の社会的交流の場として、月2回ペースで実施していることから、保健福祉課、センター星雲と連携し、会の開催と障がい者の生活をサポートします。

## 検討事業

### ⑦ 子育て支援事業

地域におけるニーズ(※21)把握、行政との連携に努め、必要な子育て支援事業の立ち上げについて検討します。

## 町民や地域の役割

- ・地域をあげて、カフェ設置への理解と協力、さらに運営や企画への支援をします。
- ・介護予防事業、老人クラブ活動、ふれあいサロン(※27)事業に積極的に参加・協力します。

## 社会福祉協議会の役割

- ・中心型カフェの運営を行い、利用者の把握やボランティアのコーディネートをします。
- ・地域型カフェの開所・運営の支援と運営資金の助成を行います。
- ・世代間交流の場を設定します。
- ・老人クラブ活動とふれあいサロン(※27)事業を推進します。
- ・身体障害者協会、あゆっこの会の活動を支援します。

## 行政の役割

- ・中心型カフェの運営資金（認知症地域支援推進員の人件費含む）を助成します。
- ・地域包括支援センターは介護予防事業を積極的に推進します。
- ・老人クラブ活動や民生児童委員協議会活動への資金助成をします。

- ・子育て支援に関わるニーズ(※21)を把握し、情報を提供します。

### 具体的な事業の取り組み

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
①よりあいカフェ事業	中心型3カ所、地域型16カ所が開設されているが、未設置の地域がある 中心型はボランティアさんの協力、地域型は運営者の協力が必須	現在のカフェの継続 地域型カフェ設置の支援					ボランティアや運営者が増え、カフェを安定して継続できる 未設置地区にカフェができる カフェへの参加が介護予防につながる
②世代間交流事業	世代間交流の機会が少なく、また高齢者や障がい者の特技を生かす場がない	カフェやその他の交流機会の設定					世代間の交流の機会が増え、高齢者や障がい者の生きがいにつながる
③老人クラブ活動の推進	加入率が50%以上は県内2カ所のみ 課題は高齢化と役員のなり手がいないこと	楽しく奉仕活動や交流活動ができるよう支援					老人クラブ活動により、生きがいと介護予防につながる
④ふれあいサロン事業	民生委員主体で地区ごとに年1～5回開催 開催できない地区がある	活動支援					全地区でサロンを開催 サロンの回数が増え、高齢者の外出と交流ができる
⑤身体障がい者協会	会員の減少と高齢化が顕著であるが、手帳所持者の情報がなく、会員増加を図れない	活動支援 身障者のニーズ把握					身障者が外出や交流によりいきいきと過ごす
⑥あゆっこの会サポート事業	参加者が減少している 参加者の就労移行が難しい	事業継続 行政との連携					あゆっこの会の利用により、社会活動ができる
⑦子育て支援事業	出生数の減少、就労している母親が多く、子育て関連事業への参加が少ない ニーズ把握ができていない	ニーズ把握 事業検討					ニーズに合わせた支援事業ができる



## 基本目標3 おもしろく暮らせるまちづくり

《推進目標7》いつまでも元気に楽しく活動できる生きがいづくりをすすめます

### その他の事業

#### ① 室内ゲーム用具レンタル事業 [新規]

社会福祉協議会が所有している室内ゲーム用具を無料で貸し出します。子ども会や地区の交流会に活用していただき、体を動かしたり地域の交流を増やす機会を支援します。

#### ② リハビリテーション支援事業 [新規]

行政より委託を受け、リハビリサロンを運営し、対象者の身体機能の向上を図るとともに、事業終了後の機能維持のしくみを作ります。

### 検討事業

#### ③ トレーニングルーム活用事業

町内のトレーニングルームに、トレーニングの指導者派遣を検討します。

### 町民や地域の役割

- ・若いうちから楽しく運動習慣を身に付け、介護予防に努めます。

### 社会福祉協議会の役割

- ・室内ゲーム用具の管理と貸出しを行います。
- ・運動を兼ねた交流の場づくりを支援します。
- ・リハビリサロン事業を運営します。

### 行政の役割

- ・介護予防に関わるニーズ(※21)を把握し、情報を提供します。
- ・地域包括支援センターは介護予防事業を積極的に推進します。
- ・誰もが利用し易いトレーニングルームの運営や管理を行います。

### 具体的な事業の取り組み

事業名	現状と課題	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	到達目標
①室内ゲーム用具レンタル事業	社協が所有している室内ゲームの用具を子供会やカフェなど、地域交流の場で活用してもらいたい	用具の準備と貸出のPR	→	用具追加	→	用具追加	地域で交流する機会が増え、元気に楽しく暮らす
②リハビリテーション支援事業	リハビリサロンは町外で行われている。家の近くで体力づくりの事業をやりたい	リハビリサロンの運営	→				町内でリハビリや体力づくりが出来る
③トレーニングルーム活用事業検討	若いうちから運動する機会が持てるよう、もっとスポーツセンターのトレーニングルームを活用したい	事業検討	→				運動習慣が身につくことで、介護予防し元気に暮らす



## 第4章 計画の推進

### 1 計画の周知と普及

地域福祉活動計画の推進にあたっては、なにより住民の理解と協力が重要なことから、次の方法により周知と普及を図ります。

- (1) 各世帯への地域福祉活動計画書（概要版）の配付
- (2) 行政関係各課、ボランティア団体、民生委員、自治公民館長、消防、その他関係機関への地域福祉活動計画書の配付
- (3) 地域福祉座談会での説明
- (4) 社会福祉大会での周知
- (5) 社会福祉協議会の「福祉だより」やホームページ、[SNS](#)（※2）等への掲載
- (6) 各種会議、事業開催時におけるPR

### 2 計画の評価と見直し

計画の単年度ごとの進行管理については、事務局が事業の評価を行い「事業報告書」を作成します。その後、社会の動向に合わせて、各事業の修正・見直しをし、次年度の「事業計画書」を作成するものとします。

事務局の作成した「事業報告書」「事業計画書」に基づき、社会福祉協議会理事会、評議員会から意見を伺います。

計画期間の最終年度（令和6年度）には、本計画の全体評価を実施すると共に、福祉座談会や[ニーズ](#)（※21）調査、ワークショップ等を開催し、第3期計画策定に反映させます。

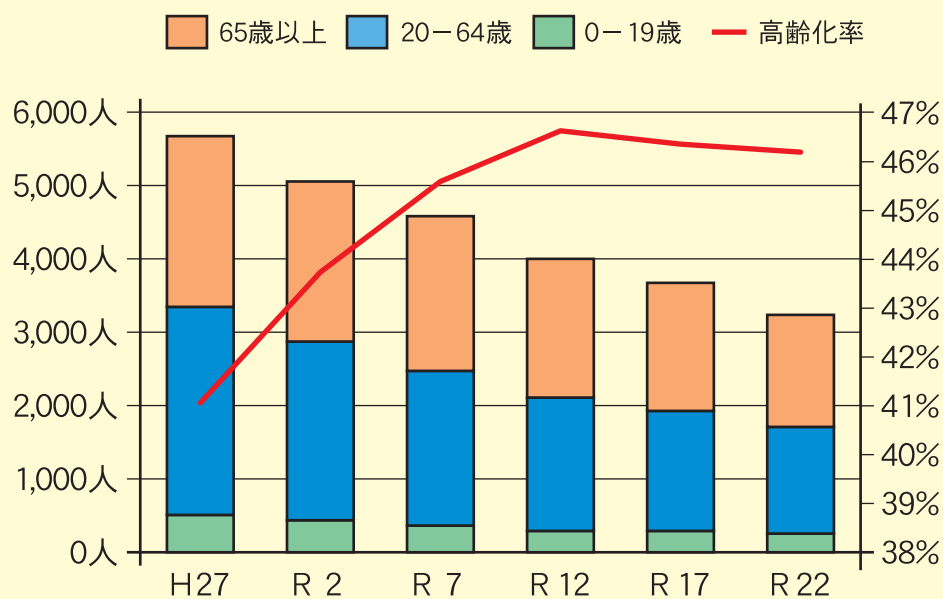


# 地域の現状と課題

## ～ 資料編 ～



### 人口の推移と推計(住田町)



※令和7年には、人口が5,000人を下回る。

※高齢化率は、令和12年に46.5%をピークに低下する。

## 子どもの状況

### ① 出生・結婚・離婚の状況（率：人口千対）

	出生		結婚		離婚	
	数	率	数	率	数	率
昭和50年	113	11.8	59	6.2	5	0.5
昭和60年	101	11.6	42	4.8	3	0.3
平成28年	17	3.0	19	3.4	7	1.2
平成29年	23	4.2	15	2.7	2	0.4
平成30年	26	4.8	12	2.2	6	1.1

### ② 小中学校児童生徒数（平成31年4月1日）

	世田米小学校			有住小学校			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1年	2	2	4	6	9	15	8	11	19
2年	7	11	18	2	4	6	9	15	24
3年	10	8	18	6	4	10	16	12	28
4年	6	14	20	7	8	15	13	22	35
5年	8	12	20	13	2	15	21	14	35
6年	12	9	21	7	3	10	19	12	31
合計	45	56	101	41	30	71	86	86	172

	世田米中学校			有住中学校			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1年	7	11	18	3	1	4	10	12	22
2年	17	9	26	8	11	19	25	20	45
3年	10	9	19	6	9	15	16	18	34
合計	34	29	63	17	21	38	51	50	101

### ③ 児童扶養手当受給者（平成31年度）

	受給者
母子世帯	40
父子世帯	8
その他	1
合計	49

### ④ 子育て支援団体等

団体名	活動場所	対象者	活動内容	会費等
放課後児童クラブ 「世田米学童クラブ」	ふれあい館	世田米小学校児童	放課後や土曜日、長期休業時の児童の保育 児童対象の町行事への参加	入会金5,000円 保育料学年別 月額6,000～8,000円
児童厚生施設 下有住児童館 「放課後子ども教室」	下有住児童館	町内の 児童・生徒・幼児	親子映画会・夕涼み会・人形 劇公演・世代間交流等	会費、保険料なし
上有住地区公民館 「放課後子ども教室」	上有住地区公民館	有住小学校児童	放課後の児童の居場所提供	会費、保険料なし

※世田米学童クラブは、放課後・休日とも利用児童が30人以上。

※下有住児童館、上有住地区公民館においても放課後の児童利用が多く、両親共働きの状況がうかがえる。



## 障がい者の状況

### ① 身体障がい者手帳所持者（平成31年3月31日）

等級区分	総数	0～17歳	18～19歳	20～64歳	65～69歳	70歳以上
1級	99	1	1	29	15	53
2級	35	0	0	14	21	19
3級	66	0	0	14	4	48
4級	65	0	0	11	3	51
5級	18	0	0	6	2	10
6級	24	0	0	4	3	17
合計	307	1	1	78	29	198

### ② 障がい別登録者数（平成31年3月13日）

順位	障害種別	人数
1	下肢	98
2	上下肢	53
3	心臓	44
4	聴覚	30
5	腎臓	28
6	体幹	16
7	膀胱・直腸	13
7	視覚・視野	13
8	言語・音声	6
9	呼吸器	4
10	肝臓	2
合計		307

※肢体不自由の合計は151人で全体の半数を占める。

※心臓や腎臓の障害は1級が多い。

### ③ 療育手帳所持者（平成31年3月13日）

等級区分	総数	0～17歳	18歳以上
A（重度）	27	1	26
B（中軽度）	48	1	47
合計	75	2	73

### ④ 障がい者の施設等入所状況

（平成31年3月1日）

施設別	人数
身体	10
知的	20
療養	2
合計	32

### ⑤ 福祉サービス（訪問系）利用状況（平成31年3月31日）

区分	居宅介護	重度訪問介護	行動支援	重度障害者包括支援	合計
身体障がい者	5	0	0	0	5
知的障がい者	1	0	0	0	1
精神障がい者	4	0	0	0	4
合計	10	0	0	0	10

⑥ 福祉サービス(日中活動系)利用状況 (平成31年3月31日)

区 分	児童デイ	短期入所	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行 支 援	就労継続支援		合 計
							A 型	B 型	
身 体	0	0	0	11	0	0	0	6	17
知 的	0	0	4	22	0	1	0	17	44
精 神	0	1	0	3	0	0	0	3	7
合 計	0	1	4	36	0	1	0	26	68

⑨ 福祉サービス(居住系)利用状況

区 分	グループホーム
身 体	1
知 的	6
精 神	1
児 童	0
合 計	8

⑩ 障がい者(精神・知的・身体)社会復帰事業〈あゆっこの会〉  
(3障がい合同は平成26年度からで、年10回開催)

区 分	人 数	内 容
身 体	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小旅行や施設見学</li> <li>・気仙地区交流会</li> <li>・調理実習や作品づくり</li> <li>・スポーツや音楽鑑賞等</li> </ul>
知 的	3	
精 神	5	
合 計	9	

## 死 亡 の 状 況

※死亡率：人口10万対

① 主要死因・自殺と死亡率

	総 数		悪性新生物		心 疾 患		脳血管疾患		自 殺	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
昭和60年	106	1,195.1	29	333.3	16	183.9	22	252.8	3	34.5
平成27年	115	2,010.5	27	472.0	25	437.1	17	297.2	1	17.5
平成28年	102	1,806.3	30	531.3	22	389.6	10	177.1	1	17.7
平成29年	113	2,061.7	28	510.9	26	474.4	10	182.4	1	18.2

② 平成25～29年平均自殺死亡率の比較

全 国	岩手県	大船渡地区
18.3	24	20.6

③ 平成25～29年平均自殺死亡率  
岩手県内ワースト地区

順 位	地 区	死亡率
1	二 戸地区	38.9
2	県 央地区	30.2
3	一 関地区	26.9
7	大船渡地区	20.6

④ 平成29年自殺死亡率  
全国ワースト都道府県

順 位	都道府県
1	秋 田 県
2	岩 手 県
3	青 森 県
4	愛 媛 県
5	福 島 県

## 高齢者・要介護者の状況

### ① 高齢世帯の状況（平成31年3月31日現在）

世帯内訳	世帯数	割合%
総世帯	2,150	100.0
高齢者世帯	760	35.3
単身高齢者世帯	428	19.9

※高齢者世帯が総世帯の約3割以上を占める。

### ② 高齢者の状況（平成31年3月31日現在）

高齢者内訳	人数	割合%
65歳以上人口	2,390	100.0
在宅寝たきり高齢者	112	4.7
虚弱高齢者	341	14.3
認知症高齢者	133	5.6

←総人口5,435人に対する高齢化率は43.97%。

←日常生活自立度ランクB・C。

←日常生活自立度ランクJ・A。

←日常生活自立度ランクJ・Aかつ認知症自立度Ⅱb以上。

認知症高齢者が増加傾向にあり、在宅介護の支援体制の強化や予防事業の充実が必要。

### ③ 要介護認定者数（平成31年3月分）

分類		人数	割合%	
第1号被保険者		2,406	100.0	
要介護認定者	要支援	1	29	1.2
		2	65	2.7
	要介護	1	85	3.5
		2	89	3.7
		3	99	4.1
		4	87	3.6
		5	49	2.0
	計	503	20.9	
	第2号被保険者		10	—
	合計		513	—

※要介護認定者は年々増加し、介護保険開始から1.8倍となっている。

※平成12年4月……272人   平成24年4月……453人  
 ※平成27年4月……490人   平成30年4月……504人

### ④ サービス受給者数（平成31年3月分）

分類	人数	割合%	
要介護認定者	513	100.0	
サービス受給者	居宅介護	295	57.5
	地域密着	15	2.9
	施設介護	102	19.9
	合計	412	80.3

※要介護認定者の内、約6割が在宅でサービスを利用しながら生活をしている。

※在宅サービスの内、デイサービス利用者は全体の8割超となっている。

### ⑤ 町内事業所別居宅サービス利用者実数

（平成31年3月）※重複あり

事業所	利用者	割合%	
総数	257	100.0	
ケアマネ	社協	189	73.5
	鳴瀬会	59	22.9
ヘルパー	100	38.9	
入浴	13	5.0	
デイサービス	アンルス	74	28.7
	とだて	60	23.3
	すみだ	90	35.0
かっこう	9	3.5	
ショートステイ	47	18.2	

⑥ 在宅療養者の状況（平成31年3月）※重複あり

種 別	利用者数
訪問医療（4病医院）	17
訪問看護（5事業所）	30
訪問リハビリ（4事業所）	18
在宅酸素療養者（3業者）	10
人工透析者（4病医院）	28
合 計	103

※町内に訪問看護事業所開所。

※年々医療系の訪問サービスが増えている。

※訪問リハビリは町外の事業所である。

※在宅酸素、透析者に対する災害時の対応をしっかりと整えておく必要がある。

⑦ 高齢者福祉サービス利用者実数（平成31年3月）

サービス種別	男	女	合計
緊急通報装置設置者	6	12	18
配食サービス利用者	2	11	13

アールス居住部門利用者状況（平成31年3月）

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0	3	6	6	6	3	24

⑧ 福祉票整備状況（平成31年3月）

独居世帯	高齢世帯	一般世帯	合計
227	106	83	416

※救急搬送された高齢者の中で、緊急連絡先が不明の方が年に数人おり、福祉票整備、緊急連絡カード設置の必要性が高い。

⑨ 緊急連絡カード設置者（平成31年3月）

独居世帯	高齢世帯	その他	合計
189	102	18	309

⑩ 独居男性世帯（40歳以上）

	世田米	下有住	上有住	仮設団地	合計
平成26年3月	63	19	42	不明	124
平成31年3月	142	35	65	1	243

※独居男性世帯は5年前の約2倍になっている。孤立する心配もあるため、高齢者に限らず、見守り体制を構築する必要がある。

⑪ おげんき電話利用者（平成31年3月）

	利用者数	発 信 率 %				
		元 気	少し元気	悪 い	転 送	未発信
月平均	13.8	81.3	0.8	0	0	17.6

※利用者にとっては、毎日発信することで生活の張りとなり、社協とつながっているという安心感にもなっているが、未発信者も一日平均2～3人いる。

⑫ 災害時要援護者登録台帳（平成31年3月）

世田米	下有住	上有住	合計
71	25	49	145

※手挙げ方式のため、福祉票や緊急連絡カード設置数と比べ登録者数が少なく、災害時の台帳としては、不安がある。関係機関が連携し、台帳整備を充実させる必要がある。

## 地区別高齢化率（平成31年3月31日）

高齢化率50%以上

区	人 口			65歳以上人口			高齢化率 %	順位	地区毎 %
	男	女	合計	男	女	合計			
1 区	94	97	191	41	57	98	51.31		世田米 41.70
2 区	162	170	332	52	58	110	33.13		
3 区	76	73	149	25	38	63	42.28		
4 区	105	157	262	34	58	92	35.11		
5 区	96	110	206	26	37	63	30.58		
6 区	79	79	158	36	32	68	43.04		
7 区	90	91	181	37	37	74	40.88		
8 区	128	142	270	43	59	102	37.78		
9 区	83	94	177	44	51	95	53.67	④	
10 区	90	93	183	38	42	80	43.72		
11 区	217	218	435	75	124	199	45.75		
12 区	83	82	165	37	41	78	47.27		
13 区	107	112	219	46	53	99	45.21		
14 区	77	73	150	37	43	80	53.33		
15 区	35	35	70	13	20	33	47.14		
16 区	27	23	50	8	14	22	44.00		
17 区	3	3	6	1	1	2	33.33		
18 区	85	72	157	38	42	80	50.96		
19 区	70	72	142	24	33	57	40.14		
20 区	67	65	132	23	31	54	40.91		
21 区	75	109	184	27	41	68	36.96		
22 区	58	61	119	23	30	53	44.54		
23 区	102	110	212	40	61	101	47.64		
24 区	30	23	53	12	13	25	47.17		
25 区	92	74	166	27	37	64	38.55		
26 区	100	103	203	35	53	88	43.35		
27 区	48	42	90	17	25	42	46.67		
28 区	42	53	95	19	34	53	55.79	③	
29 区	60	88	148	26	53	79	53.38	⑤	
30 区	101	107	208	41	59	100	48.08		
31 区	43	32	75	27	21	48	64.00	②	
32 区	101	102	203	43	57	100	49.26		
33 区	12	16	28	6	13	19	67.86	①	
火石団地	0	0	0	0	0	0	0.00		
本町団地	3	4	7	0	0	0	0.00		
中上団地	6	3	9	0	1	1	11.11		
合 計	2,647	2,788	5,435	1,021	1,369	2,390	43.97		

## 生活支援等の状況

### ① 生活保護受給世帯（平成31年3月31日）

世帯	30世帯
----	------

### ② 生活福祉資金利用状況（平成31年3月31日）

資金種	貸付件数
総合支援資金	7
福祉・教育・小口資金	79
離職者支援資金	1
合計	87

※6回以上償還延滞者30件。

※貸付に関わる相談件数は延26件に上ることから、支援体制の充実が必要。

### ③ 年度別貸付件数

年度	新規件数
平成28年度	4
平成29年度	1
平成30年度	2

### ④ たすけあい金庫資金利用状況（平成30年度）

貸付状況	件数
平成30年度償還済み	7
貸付中	15
合計	22

※長期にわたり償還が滞っているケースがあり、今後の課題。

### ⑤ 年度別貸付件数

年度	新規件数
平成28年度	5
平成29年度	9
平成30年度	3

### ⑥ 日常生活自立支援事業の状況（専門員1人、社協職員1人、生活支援員3人）

年度	利用者		利用延べ回数
	高齢者	障がい者	
平成28年度	2	6	144
平成29年度	3	9	169
平成30年度	1	9	148

※高齢者については、認知症のため、ケアマネや介護サービスとの調整が必要。障がい者については、精神障がい者が5人、知的障がい者が4人であり、日常生活全体の指導・支援や、関係機関との連携が必要なケースが多く、一人一人の支援にかなりの時間を費やすことが多い。日中活動の場もないため、お金をアルコールや嗜好品に使いすぎて、不足することがある。

### ⑦ 歳末たすけ合い義援金配分状況（平成30年度）

配分先	金額（円）
在宅配分（生活困難世帯 22件）	301,000
施設配分（町内出身者入所 33件）	270,000
ふれあいサロン	300,000
よりあいカフェ	98,160
ふくしだより	120,000



## 社会資源の状況

### ① 町内活動団体（登録：令和元年12月）

活動分野	団体数	団体名	会員数
A 子育て支援・青少年育成	2	図書環境コーディネーターま〜ぶる	4
		読み聞かせボランティアどんどこ	3
B 農業活性化	3	住田安心安全野菜倶楽部	20
		産直やまぼうし	5
		種山ヶ原直売組合	50
C 地域活性化	1	住田食材研究会	8
D 自然環境保全・森林環境学習支援	3	五葉山自然クラブ	146
		住田森の案内人	24
		SUMITA チェンソーアート 杣遊会	30
E 観光・体験交流促進	2	住田町観光協会	56
		住田民泊協会	38
F 芸術文化活動	21	絵画サークル「えっこ」	8
		香墨会住田分会	4
		沙舟書院 住田教室	15
		住田バーバースョップコーラス	18
		明扇流華の会	5
		住田三弦会	10
		民謡演歌芳春会	2
		坂本民謡会	6
		銀杏の会	5
		表千家方掬会 菊田社中	9
		華道家元池坊陸前高田支部	18
		住田町郷土芸能団体連絡協議会（13団体）	不明
		坂本太神楽保存会	96
		フォトクラブすみた	9
		岩手吟詠会所属「住田吟詠会」	4
		五葉山火縄銃鉄砲隊	20
		すみた短歌会	11
		すみた川柳会	8
Sumita 音楽サークル「音蔵」	12		
大正琴すみたかっこ花の会	11		
文化財ボランティア	18		
G 保健・福祉活動	2	音声訳ボランティアグループりぼん	6
		精神保健福祉ボランティアサークル「ドリーム」	3
H 地域情報発信・コミュニティづくり	1	ねんぷにやっぺし	16
合計	35		698

② 住田町ボランティア連絡協議会（登録：令和元年10月）

活動分野	団体数	団体名	会員数
A 保健・福祉活動	3	音声訳ボランティアグループりぼん	6
		住田町食生活改善推進協議会「きさらぎ会」	71
		ヘルスサポートの会	15
B 子育て支援・青少年育成	1	図書環境コーディネーター「ま～ぶる」	4
C 社会奉仕活動	3	KIT工房	3
		社会福祉協議会男性職員「おしんの会」	17
		チーム53	14
D よりあいカフェ	16	菜の花カフェ	4
		野の花カフェ	3
		みねちゃんカフェ	3
		どんぐりカフェ	4
		ひまわりカフェ	7
		ネコちゃんカフェ・ねむの木カフェ	6
		カフェしゃくやく	3
		あけぼのカフェ	5
		よりあいカフェとなり	12
		すみれカフェ	3
		かたくりカフェ	4
		なでしこカフェ	5
		コスモスカフェ	3
		たかせカフェ	5
竹ノ原女子会カフェ	4		
中心型カフェボランティアチーム	11		
E 個人会員	1	個人会員	1
合計	24		213



## 第2期 住田町地域福祉活動計画策定要綱

### 1 目的

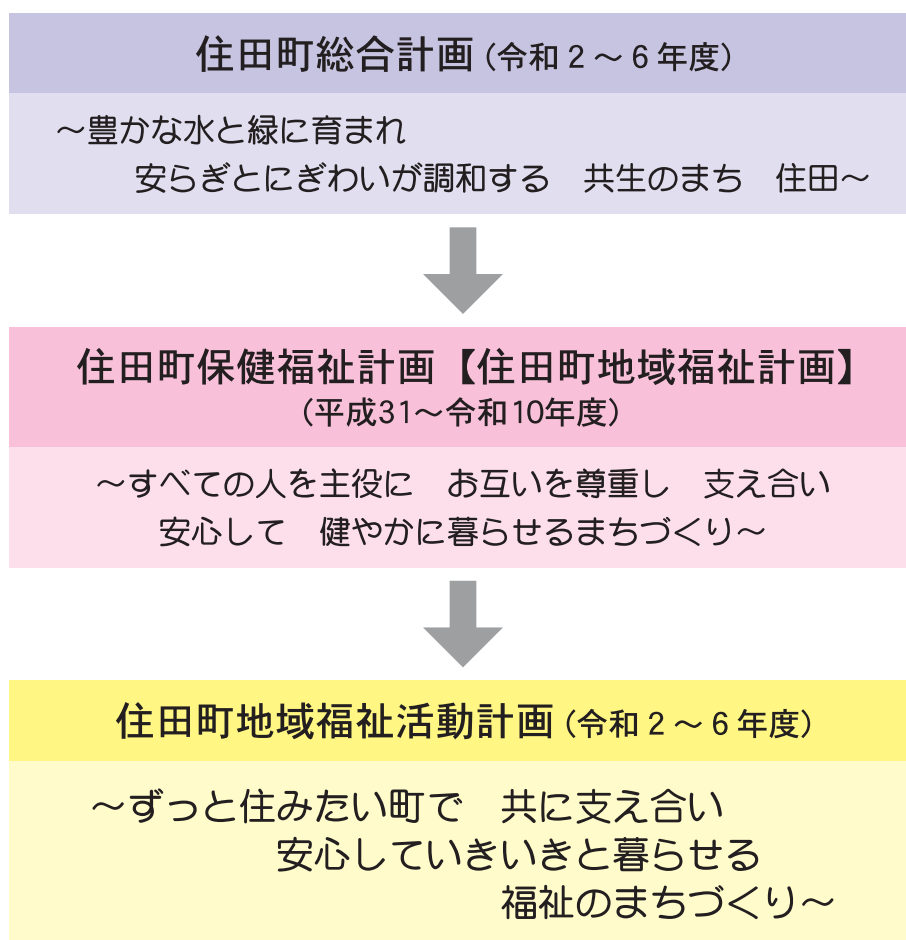
社会福祉法第4条に示されている「地域福祉の推進」の理念に基づき、共に支え生きていく地域社会の構築に向け、すべての人が安心して生活できる福祉の町づくりをめざして、住民の主体性と地域との協働を重んじ、その達成のための方向性と具体的な社会福祉協議会としての活動計画を定めるものです。

### 2 主体

住田町社会福祉協議会

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「住田町総合計画」及び「住田町地域福祉計画」としての性格を持つ「住田町保健福祉計画」と整合性をもつものです。



#### 4 基本理念

本計画は「住田町保健福祉計画」の基本目標に沿って、町・地域と連携しながら総合的に活動を推進し、すべての人が自分らしくいきいきと暮らせるよう、次の通り基本理念を定めます。

##### 【基本理念】

ずっと住みたい町で 共に支え合い  
安心していきいきと暮らせる  
福祉のまちづくり

#### 5 活動計画の基本目標

- (1) 共に支え合うまちづくり（おだげあさまの まちづくり）
- (2) 安心して暮らせるまちづくり（やんべあに暮らせる まちづくり）
- (3) いきいきと暮らせるまちづくり（おもしろく暮らせる まちづくり）

#### 6 主な事業内容

- (1) 地域福祉活動計画策定委員会の設置  
別紙設置要綱の通り
- (2) 福祉座談会のまとめ  
別紙実施要綱の通り  
前年度に行った座談会の意見を参考に、地域の福祉課題を共有し、基本施策につなげます。
- (3) 作業部会（ワーキング部会）での素案づくり  
ワーキング部会は町内の福祉関係者で構成し、第1期住田町福祉活動計画の評価や座談会から上げられた福祉ニーズ、職員研修等から得られた意見をまとめ、具体的計画を作成します。
- (4) 住民説明会（福祉座談会）  
「第2期住田町福祉活動計画(案)」に対して、住民説明会（福祉座談会）を行い、計画の啓発と意見収集に努めます。
- (5) アドバイザーの設置  
学識経験者等のアドバイザーを設置し、指導・助言をいただきながら策定作業をすすめていきます。

## 住田町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1 住田町地域福祉活動計画を策定するため、住田町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次の通りとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的な事項
- (2) その他計画の策定に関する必要な事項

### (組織)

第3 委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 障害者団体・ボランティア団体関係者 | 2人以内 |
| (2) 民生児童委員            | 2人以内 |
| (3) 社会福祉関係者           | 2人以内 |
| (4) 保健福祉行政関係者         | 2人以内 |
| (5) 議会議員              | 2人以内 |
| (6) 介護・福祉サービス利用者または家族 | 2人以内 |
| (7) 社会福祉協議会関係者        | 2人以内 |

### (委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱された日から計画ができあがるまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

### (会議)

第6 委員会は必要に応じて会長が招集する。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



## 第2期 住田町地域福祉活動計画策定委員会

所 属	氏 名	備 考	役 職
ボランティア団体関係者	松 田 千 秋	ボランティア活動連絡会 会長	
障がい者団体関係者	菊 池 一 夫	身体障害者協会事務局	
民生児童委員	中 澤 正 雄	民生児童委員協議会 副会長	副委員長
社会福祉関係者	横 澤 孝 一	鳴瀬会 事務長	
	佐々木 益 枝	株式会社となり 取締役	
保健福祉行政関係者	鈴 木 絹 子	保健福祉課 課長補佐	
	石 崎 由起子	地域包括支援センター 係長	
議会議員	佐々木 春 一	総務教民常任委員 委員長	委員長
	村 上 薫	総務教民常任委員	
介護・福祉サービス利用者または家族	高 橋 あき子	サービス利用者家族	
社会福祉協議会関係者	村 上 繁 喜	副会長	
	佐 藤 浩 美	第三者委員	

【任期】令和1年10月28日～令和2年3月31日

## アドバイザー

所 属	氏 名
八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科 教授	吉 田 守 実

## 第2期 住田町地域福祉活動計画ワーキング部会

所 属	氏 名	
住田町保健福祉課	松 田 誉 至	紺 野 達 夢
住田町地域包括支援センター	高 橋 京 湖	菊 池 有 美
鳴瀬会居宅介護支援事業所	水 野 春 子	大和田 ミチヨ
	大和田 和 美	
社会福祉協議会居宅介護支援事業所	横 澤 和 子	佐 藤 千 寿
	佐々木 ゆかり	
社会福祉協議会事務局	金 野 千 津	中 里 昭 彦
	菊 池 和 子	菅 野 英 子
	畠 山 朋 也	佐 藤 善 智

## 用語の解説

A	※1	C S W	コミュニティソーシャルワーカーの略。住民による地域福祉の課題解決力を高め、地域の支援機関・団体をつないで支援を必要とする方の援助を行う専門職。制度の狭間の問題解決や、専門機関等による支援のネットワーク作りなどに取り組む。
	※2	S N S	ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（繋がり）を提供するサービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のw e bサービスの総称。
あ	※3	アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。
	※4	移送サービス事業	自力で移動が困難な高齢者や身体障がい者に移動手段を提供するサービス。車いすや寝台などを搭乗させるリフトなどを完備した福祉車両で行う。
か	※5	緊急連絡カード	緊急時に連絡が必要と認められるひとり暮らし高齢者の安全・安心をはかるため、民生児童委員の協力により、緊急連絡カードを作成し、緊急時の見守り活動の推進を行う。カードは筒に入れ冷蔵庫に保管する。
	※6	基準緩和デイサービス	市町村が指定する介護事業者及び市町村が委託する民間事業者等が提供する、介護予防相当通所サービスと比べ基準を緩和したサービス。サービス提供内容や人員基準等を緩和するもの。
	※7	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
	※8	権利擁護	知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのため、自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人達のために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり代弁して権利を擁護する活動の事。
さ	※9	災害時要援護者	重度の障害のある人やひとり暮らし高齢者などで、災害時に避難誘導などの支援が必要な人。
	※10	市(町)民後見人	親族以外の市民による後見人のこと。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを代行する。
	※11	シェアハウス	一つの住居を複数人で共有して暮らす賃貸物件。一般的にはキッチンやリビング、バスルームなどを共有し、プライバシー空間として個室を利用する。
	※12	人材バンク	60歳未満でシルバー人材センターに加入出来ない方が、働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。希望者を登録し、得意分野を活かせる仕事を提供する。
	※13	身上監護	成年後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。
	※14	すみた輪(和)っこプラン	住田町地域福祉活動計画の愛称。
	※15	制度のはざま	さまざまな生活課題を抱えてはいるものの、既存の制度の対象にならないこと。
	※16	セーフティネット	あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしきみ。

さ	※17	生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、生活保護に至る可能性がある人を対象に、都道府県や市町村が、自立に関する相談や一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談の包括的な支援を行う制度。
	※18	生活支援ケア会議	広く住民の生活面に関わる地域住民やボランティアを主体とするサービスや取り組みの状況について情報共有し、地域課題の可視化を図る。また、場合によっては社会資源の開発も視野に入れるもの。
	※19	成年後見	知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのため、日常生活上の判断が不十分な方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、援助すること。
た	※20	小さな拠点づくり事業	人口減少や高齢化の進行により、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取組。
な	※21	ニーズ	必要。要求。需要。福祉においては、地域のさまざまな情報を収集・分析することによって抽出される解決したい課題や要望のこと。
	※22	日常生活自立支援事業	知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのため、日常生活上の判断が不十分な方が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などを援助する事業。
は	※23	8050問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
	※24	ひきこもり	精神的障がいがかきかけではなく、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。
	※25	福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障害者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設。
	※26	フリースクール	主に不登校の子どもたちを受け入れる教育機関。公的な学校ではないため、その目的により規模や形態、費用はさまざま。
	※27	ふれあいサロン	行政区や町内会などの小地域で、ひとり暮らし高齢者の孤独防止や生きがいづくり等を目的に、高齢者と地域の人たちが共同で活動を計画し、参加者が会話や食事、趣味などを楽しむ場。
	※28	防災福祉マップ	要援護者を住宅地図上にチェックし、地域のつながりを確認することにより、地域での日頃の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認の方法を住民が理解し、防災に役立てることができるマップ。
	※29	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約を代行すること。
や	※30	有償ボランティア	無報酬で自発的に奉仕活動に参加するボランティアに対し、交通費や食費、報酬や謝礼が支払われるボランティアのこと。
	※31	よりあいカフェ	認知症、障がい者、ひきこもり者、高齢者等が気兼ねなく寄り合えるカフェ。令和元年度現在、中心型は町内に3カ所週1回、地域型は16カ所で月1回～2回開催されている。

令和2年度 ▶ 令和6年度  
第2期 住田町地域福祉活動計画  
「すみた 輪(和)っこ プラン」

---

発行：令和2年4月  
編集：社会福祉法人 住田町社会福祉協議会  
〒029-2311  
岩手県気仙郡住田町世田米字川向96-5  
住田町保健福祉センター内  
TEL 0192-46-2300  
FAX 0192-46-2321  
URL <http://sumita-shakyo.jp/>  
E-mail [sumita@yacht.ocn.ne.jp](mailto:sumita@yacht.ocn.ne.jp)

---

